

2-3	国民主権と天皇	学習目安日 5月20日	教科書 P50~51
-----	---------	----------------	------------

この単元の重要用語の解説

国民主権

主権が国民にあること

議会制民主主義（間接民主制）

国民が議会を通じて主権を行使する方法

<象徴としての天皇> 天皇に関わる条文を調べてみよう！ *教科書 P218~219 *知識理解

第1条

天皇は、日本国の（ ）であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。

第2条

皇室は（ ）のものであって、国会の議決した（ ）の定めるところにより、これを継承する。

第3条

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の（ ）と（ ）が必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第4条

① 天皇は、この憲法の定める（ ）に関する行為のみを行ひ、（ ）に関する権能を有しない。

第6条

- ① 天皇は、国会の指名に基いて、（ ）を任命する。
- ② 天皇は、内閣の指名に基いて、（ ）の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- ① 憲法改正、（ ）、政令及び条約を公布すること。
- ② 国会を（ ）すること。③（ ）を解散すること。
- ④ 国会議員の総選挙の施行を（ ）すること。
- ⑤（ ）大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- ⑥（ ）、特赦、減刑、系の執行の免除及び復権を認証すること。
- ⑦（ ）を授与すること。
- ⑧ 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- ⑨ 外国の大使及び公使を（ ）すること。⑩（ ）を行ふこと。

<国民主権を行使するために大切なことは何か考えよう> *興味関心・態度

（ ）組（ ）番 氏名（ ）